

## 船舶事故調査報告書

平成29年12月20日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	平成29年7月19日 20時50分ごろ
発生場所	島根県江津市江津港導流堤 江津灯台から真方位264° 830m付近 (概位 北緯35° 01.8′ 東経132° 13.5′)
事故の概要	プレジャーボート松芳丸は、南南東進中、消波ブロックに乗り揚げた。
事故調査の経過	平成29年7月31日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート 松芳丸、1.67トン
船舶番号、船舶所有者等	272-21610島根、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、二級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	船首部船底外板に亀裂を伴う擦過傷
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 高潮時
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、友人（以下「同乗者」という。）1人を乗せ、船長が中央部の舵輪後方に立って操船に当たり、同乗者が船尾部舷縁に腰を掛け、江津港に入港する予定で同港北方沖を港口に向けて手動操舵により南南東進した。</p> <p>本船は、船長が、江津港北方に延びる導流堤北端に設置された簡易標識灯を船首目標とし、時折後方を振り返って同乗者と会話をしながら航行していたところ、導流堤北端付近の消波ブロックに乗り揚げた。</p> <p>本船の喫水は、船首約0.3m、船尾約0.7mであった。</p> <p>船長は、同乗者と会話をしている前方をよく見ていなかったと本事故後に思った。</p>
分析	本船は、江津港北方沖を南南東進中、船長が、同乗者と会話をしている前路の見張りを適切に行っていなかったことから、導流堤に接近していることに気付かず、導流堤北端付近の消波ブロックに乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、夜間、本船が、江津港北方沖を南南東進中、船長が、前路の見張りを適切に行っていなかったため、導流堤に接近していることに気付かず、導流堤北端付近の消波ブロックに乗り揚げたものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考え

られる。

- ・航行中は、操船に専念し、常時適切な見張りを行うこと。